

## 第18号議案

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

奨学資金貸付金に係る権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

### 1 債務者、貸付金額等

- (1) 死亡時の住所 府中市
- (2) 氏 名 亡 府中市在住者
- (3) 貸付金額 1,080,000円
- (4) 貸付時期 平成28年4月から平成31年3月まで

### 2 放棄する権利の内容

奨学資金貸付金に係る債権のうち、未償還額560,000円

### 3 放棄の理由

本市の奨学資金貸付事業における奨学生であった者が死亡し、その保護者から奨学資金貸付金の償還免除の申込みがあったため